

FOOD TAIPEI 2026(台湾)出展企業募集のご案内

「FOOD TAIPEI」は、台湾最大級の国際総合食品見本市で、台湾市場への販路開拓にあたり多くのバイヤーと商談できるイベントです。この度、札幌食と観光国際実行委員会では、JETROが設置する「ジャパンパビリオン」の出展企業を募集しますので、台湾進出を検討されている企業の皆様はぜひご参加をご検討ください。

募集要領

■展示会: FOOD TAIPEI (フードタイペイ) 2026(<https://www.foodtaipei.com.tw/en/index.html>)

■主催者: 台湾貿易センター(TAITRA)

■開催日程: 2026年6月24日(水)～6月27日(土)

■開催場所: 台北南港展覽館

■出展形式: 日本貿易振興機構(JETRO)のジャパンパビリオン内に出展

※出展形態はジェトロの方針に従って頂きます。

■募集企業: 下記の条件を全て満たした食関連企業

- ①北海道内に本社または本店を有し、かつ札幌市、小樽市、函館市内のいずれかに営業所等の拠点を有する(上記のほか、札幌商工会議所または(一社)札幌物産協会会員である)中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する企業(個人事業主を含む。ただし、開業している者に限る。))であること。
- ②日本・台湾間の渡航規制に関わらず、準備日及び会期の全日程で会場の自社ブースに常駐できること
- ③台湾に輸出可能な商品を有していること
- ④英語または現地語の資料を用いて、商品提案や商談が実施できること(通訳の活用含む)
- ⑤当実行委員会が実施する実績調査等のアンケートにご回答いただけること

■募集企業数: 4社程度(最大2小間4社)

※当実行委員会及びJETROによる選考の結果、定員に満たない場合でもご参加いただけない場合がございます。予めご了承ください。

※1小間に2企業出展していただく場合がございます。

■補助内容: ①・②の合算額を補助する。

①小間代: 1社145,000円(中小企業等料金)

※一般料金(290,000円)で出展する場合、差額の145,000円は参加企業にご負担いただきます。

中小企業等料金の該当条件は、「FOOD TAIPEI2026 ジャパンパビリオン 出品案内書」内の「出品料について」(8ページ)をご確認願います。なお、2017年以降、FOOD TAIPEIへの出品が4回以上である企業は、一般料金との差額をご負担いただく場合がありますのでご留意願います。

②マーケティング活動に要する経費: 1社最大50,000円(税抜)まで

※通訳、外国語版の資料やHP制作等にかかる費用を補助

【参加企業負担】

上記①・②以外の費用(旅費、備品代、サンプル商品の提供、現地までの輸送費、その他個社別に発生する費用等)は全額自己負担とする。



■応募締切: **令和8年2月16日(月)12:00まで**に「参加申込書」をE-mail(

intl@sapporo-cci.or.jp)でご提出ください。

申込受理後、2月18日(水)を目途に当実行委員会における選考結果をお知らせいたします

すので、その後、**2月24日(火)16時まで**に各企業において、ジェトロHPからお申し込みいただきます。

※参加申込書を受領した場合、翌営業日までに受領確認の返信をさせていただきます。

返信がない場合は、貴社からのE-mailが未達の可能性もございますので、お電話でお問合せをお願いいたします(TEL:011-231-1330)。

※JETROにて出展可否の選考が行われ、結果通知は3月下旬を予定しております。

※詳細につきましては、参加申込書提出後に事務局よりご案内いたします。

■備考: ・出展にあたっては、JETROのジャパンパビリオン出品案内書に規定される内容に合致している必要がありますので、必ず事前に内容をご確認のうえお申込みください。

(ジャパンパビリオン出品案内URL: https://www.jetro.go.jp/ext_images/Events/afb/FT2026/brochure.pdf)

・上記内容は、募集開始時点での予定であり、変更となる可能性があります。

・お申込み後のキャンセルは原則できません。キャンセルの場合は、小間代等のキャンセル料をご負担いただきます。

・主催者(TAITRA・JETRO)都合により開催中止となった場合は、出品又はその準備のために要した経費や開催中止等に起因する一切の損害について、当実行委員会はこれを負担しませんので、予めご了承願います。

【お問い合わせ先】

札幌食と観光国際実行委員会 FOOD TAIPEI 2026事務局(札幌商工会議所 産業振興部 国際・観光課)
電話:011-231-1330 FAX:011-222-5215 E-mail: intl@sapporo-cci.or.jp

台湾 食品輸入規制に関する注意事項

参加申込後の出展用サンプル輸出に関するトラブルや、出展後の本輸出に関するトラブルを未然に防ぐため、貴社が出品を予定する商品について、台湾の食品輸入規制に適合することを参加申込前にご確認ください。

■ご参考

[新規輸出1万者支援プログラム]

輸出に対するあらゆる質問に対応し、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談までサポートします。

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export/>

[ジェトロによる情報提供]

[台湾]貿易・投資相談Q&A 日本からの輸出に関する相手国の制度など

<https://www.jetro.go.jp/exportguidetop/export/foods/asia/tw/exportguide/>

[ジェトロ北海道の相談窓口]

TEL: 011-261-7434 FAX: 011-221-0973

〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階

<https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/hokkaido/>